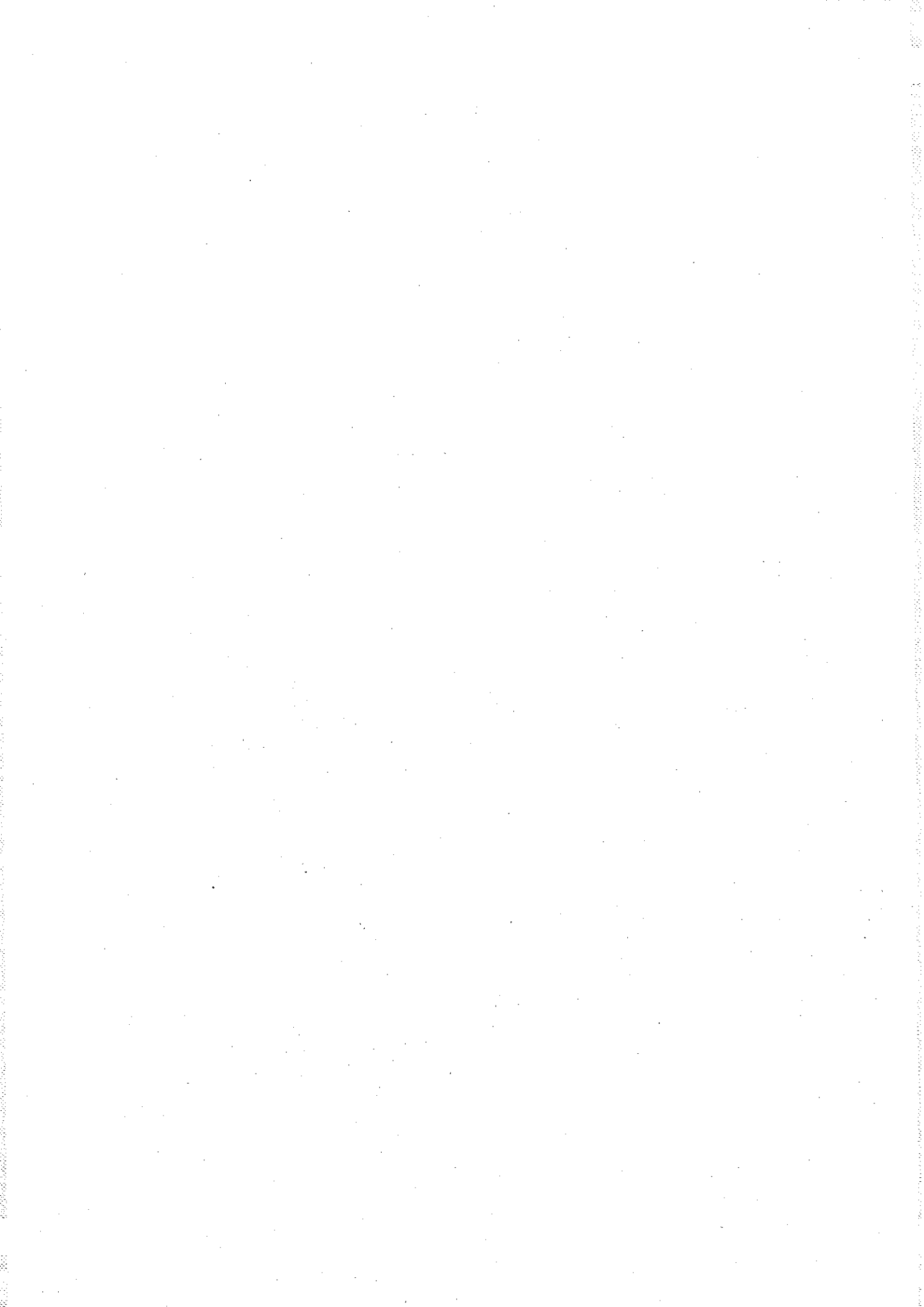


議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する  
検討結果報告

平成30年2月26日

三重県議会議会改革推進会議  
議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議



## ○検討の経緯

本プロジェクト会議は、平成29年6月に開催された代表者会議において、議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討を議会改革推進会議に依頼することが決定されたことを受け、同年9月の議会改革推進会議役員会の決定によって、設置されたものである。

7回に及ぶ検討の結果、近年の災害等の大規模化等を踏まえ、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する基本的な規定を議会基本条例に盛り込むこと、また、議会改革度の向上等も視野に入れ、現行の議会基本条例の活用等を検討していくことで全ての委員の意見が一致した。

以下にその検討結果の詳細を記述する。

## ○検討結果

### 1. 議会基本条例に「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する基本的な規定を新設

#### (1) 条文案

(大規模な災害その他の緊急事態への対応)

第7条の2 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。

2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (2) 条文案の趣旨等

本条文案は、緊急事態が発生した際の議会の基本的な対応等に関する規定であり、議会運営に関わるものであることから、現行条例の第3章「議会運営の原則等」の最後に、第7条の2として新設するものとする。

第1項においては、大規模な災害その他の緊急事態が発生した際の議会の基本的な対応に関し規定している。

緊急事態の発生時において、議会は、応急対策や復旧等に係る議案の審議・議決を迅速かつ的確に行うなど、議事機関としての本来的な機能を果たすほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うことにより、早期の災害対応等の実施に資するものとする。

議会の役割を踏まえた必要な対応とは、具体的には、

- ・ 県災害対策本部等からの情報収集や地域の実情を踏まえた県民ニーズの把握と集約
- ・ それらの情報等を踏まえた県災害対策本部等への提言や国への要請の実施
- ・ 議会のネットワークを生かした他の都道府県議会等との連携・協力体制の構築などの対応を図ることが想定される。

第2項においては、第1項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化等を講ずるよう努める旨を規定している。

第1項の対応を迅速かつ的確に行うためには、緊急事態の発生時においても、議会の機能を維持し、議会活動が早期に実施・再開できる体制や議会と県災害対策本部等との連絡・調整関係について整理しておくことが重要である。

具体的には、

- ・議会としての当面の対応に関し協議・調整を行うための組織の在り方に関する検討
  - ・発災時における議会（議員・事務局職員）の対応マニュアル等の見直し
  - ・平時における訓練の実施
- などが想定される。

- ※ 「大規模な災害その他の緊急事態」とは、地震・津波・風水害等の自然災害のほか、大規模な事故や他国からの武力攻撃など、県民の生命・財産を脅かすおそれのある緊急の事態を指す。
- ※ 「議会の役割」とは、議会基本条例第2条の基本理念及び第3条の基本方針並びにそれらを踏まえ各条に規定される事項を指す。

### (3) その他

条例には議会の役割や使命を記述するに留め、具体的な運用等は今後別途検討の場を設け議論するものとする。

## 2. 現行の議会基本条例の活用等の検討

現行の議会基本条例の活用等を検討していくにあたり、対象となった条文、主な意見、検討の方向性は、それぞれ以下のとおりである。

(議員の定数及び選挙区)

第6条の2 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。

### (1) 主な意見

- ・議員の定数及び選挙区の見直しに当たっては、第三者機関を利用することを検討してはどうか。
- ・議員定数及び選挙区の考え方について、整理すべきではないか。

### (2) 検討の方向性

- ・必要に応じて附属機関等の設置も検討する。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第13条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(検討会等の設置)

第14条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

### (1) 主な意見

- ・各機関について、必要に応じて積極的に活用していくべきではないか。

### (2) 検討の方向性

- ・各機関の積極的活用について、代表者会議等を通じて、各党派及び各議員に周知を図る。

(議員間討議)

第 15 条 議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに第 13 条及び第 14 条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(1) 主な意見

- ・議員間討議について、必要に応じて積極的に活用していくべきではないか。

(2) 検討の方向性

- ・議員間討議の活用について、委員長会議等を通じて各委員長等に周知を図る。

(政務活動費)

第 17 条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその使途の透明性を確保するものとする。

2 政務活動費に関しては、別に条例の定めるところによる。

(1) 主な意見

- ・政務活動費について、考え方を整理する必要があるのではないか。

(2) 検討の方向性

- ・政務活動費に関しては、引き続き代表者会議等で検討を続ける。

(県民の議会への参画の確保)

第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(委員会等の公開)

第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(1) 主な意見

- ・ 請願者の意見陳述の機会の確保について検討してはどうか。

(2) 検討の方向性

- ・ 請願者の意見陳述の機会の確保に留意した上で、参考人招致等の制度を適切に活用するよう、委員長会議等を通じて各委員長等に周知を図る。

(広聴広報機能の充実)

第19条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

2 議会は、広聴広報機能の充実に努めるため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(1) 主な意見

- ・ 議会だよりの発行の仕方やデータ放送に関して検討をしてはどうか。

(2) 検討の方向性

- ・ 具体的な検討の方向性については、広聴広報会議での議論に委ねる。



# 参 考 资 料

## 他県の議会基本条例における「大規模災害等への対応」に関する規定

### ○宮崎県議会基本条例

#### (大規模災害等への対応)

第13条 議会は、大規模災害等の発生に際して迅速かつ機動的に調査活動等を行うための機能の充実強化に努めるものとする。

#### 【主な取組】

- ・災害対応マニュアルの策定
- ・大規模災害等の発生に際して、議会としての当面の対応に関する協議又は調整を行う、「宮崎県議会災害等対策協議会」の設置（地方自治法に基づく「協議又は調整を行うための場」）

### ○徳島県議会基本条例

#### (大規模な災害等への対応)

第21条 議会は、大規模な災害等が発生した際に迅速かつ的確に対応するための体制の充実強化に努めるものとする。

#### 【主な取組】

- ・災害対応マニュアルの策定

### ○山形県議会基本条例

#### (緊急事態等への対応)

第6条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

#### 【主な取組】

- ・現在、災害対応マニュアルの策定や災害発生時に議会として対応する組織・体制の仕組みについて検討中（地方自治法に基づく「協議又は調整を行うための場」として、初動対応を行う組織を設置する予定）

### ○山梨県議会基本条例

#### (緊急事態等への対応)

第7条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、知事が定める地域の防災に関する計画のほか、議長が別に定めるところにより、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を努めるものとする。

#### 【主な取組】

- ・災害対応マニュアルの策定

## 検討経過

年 月 日	内 容
平成29年9月21日	議会改革推進会議役員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議を設置</li> </ul>
9月29日	第1回プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座長及び副座長について</li> <li>・ 今後の進め方等について</li> </ul>
10月30日	第2回プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケジュール案について</li> <li>・ 議会改革度の向上について</li> <li>・ 三重県議会基本条例の改正について</li> </ul>
11月28日	第3回プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正について (議会基本条例の改正に関する各会派の意見)</li> </ul>
12月21日	第4回プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正について (危機管理条項の新設、現行条例の活用)</li> </ul>
平成30年1月18日	第5回プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副座長案の提示について</li> </ul>
2月19日	第6回プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副座長案に対する各会派の意見について</li> </ul>
2月26日	第7回プロジェクト会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討結果報告(案)について</li> </ul>

## 「議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議」 の設置について

平成29年9月21日の議会改革推進会議役員会において、議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

### 1 名称

「議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議」

### 2 目的

議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討を行い、結果を取りまとめる。

### 3 構成

○10名以内の委員で構成する。

○正副座長については議会改革推進会議役員から選出する。

### 4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する  
検討プロジェクト会議名簿

役 職	名 前	会 派 名
座 長	前野 和美 議員	自民党
副座長	小島 智子 議員	新政みえ
委 員	三谷 哲央 議員	新政みえ
委 員	津村 衛 議員	新政みえ
委 員	山本 勝 議員	自民党
委 員	中嶋 年規 議員	自民党
委 員	山内 道明 議員	公明党
委 員	山本 里香 議員	日本共産党
委 員	長田 隆尚 議員	能動
委 員	倉本 崇弘 議員	大志